

廃 止 届

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

管理者名 _____

医療法第 1 5 条第 3 項の規定により備えた診療用エックス線装置等を廃止しましたので次のとおり届出ます。

記

診 療 所	ふりがな 名 称									
	所 在 地	TEL () FAX ()								
廃止年月日		令和 年 月 日								
廃止の内容										
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 診療用エックス線装置</td> <td style="width: 50%;">5 診療用放射線照射器具</td> </tr> <tr> <td>2 診療用高エネルギー放射線発生装置</td> <td>6 放射性同位元素装備診療機器</td> </tr> <tr> <td>3 診療用粒子線照射装置</td> <td>7 診療用放射性同位元素</td> </tr> <tr> <td>4 診療用放射線照射装置</td> <td>8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素</td> </tr> </table>			1 診療用エックス線装置	5 診療用放射線照射器具	2 診療用高エネルギー放射線発生装置	6 放射性同位元素装備診療機器	3 診療用粒子線照射装置	7 診療用放射性同位元素	4 診療用放射線照射装置	8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
1 診療用エックス線装置	5 診療用放射線照射器具									
2 診療用高エネルギー放射線発生装置	6 放射性同位元素装備診療機器									
3 診療用粒子線照射装置	7 診療用放射性同位元素									
4 診療用放射線照射装置	8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素									
廃止の理由										
廃止後の措置										

- (注) 1 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を廃止する場合は、この届と別に30日以内に廃止後の措置の概要を届出なければならない。
 2 管理者(開設者)の死亡又は失踪の場合は、エックス線装置に限り廃止届不要